

## 平成24年度税制改正への対応について

### 1 改正の背景

平成24年度税制改正については、地方税に関し、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案が国会に提出され、審議が進められています。

同法律案は、平成24年3月30日までに可決・公布される見込みであることから、津市市税条例について所要の改正を行おうとするものです。

### 2 条例改正にかかわる主な内容

平成24年度税制改正に伴う固定資産税及び都市計画税における土地負担調整措置の見直し（平成24年4月1日から施行）

固定資産税等における土地の負担調整措置は、原則として、現行の仕組みを平成26年度まで3年延長します。

ただし、不公平是正の観点から、住宅用地に係る据置特例については、経過措置を講じた上で平成26年度に廃止します。

また、経過的な措置として、平成24年度及び平成25年度については、次の措置を講じます。

(1) 評価額に対する前年度課税標準額の割合（以下「負担水準」といいます。）

が90%以上の住宅用地については、前年度の課税標準額を据え置きます。

(2) 負担水準が90%未満の住宅用地については、前年度の課税標準額に、本則課税標準額の5%を加えた額を課税標準額とします。ただし、当該額が、本則課税標準額の90%を上回る場合には90%相当額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額とします。

なお、住宅用地に対する課税標準の特例も現行の仕組みを継続します。

### 3 今後の対応

津市市税条例の一部の改正については、特に緊急を要し、津市議会を招集してその議決を得る時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、次の議会に報告し、承認を求める予定です。